

JETRO/ITI共催セミナー
WTOとFTAを通じた新たな通商ルール形成の可能性

第2部
有志国やFTAなどを通じたWTO補助金規律見直しの可能性

高崎経済大学経済学部国際学科 教授 梅島 修

2022年3月17日

中国の産業補助金

- 中国の上場企業に対する産業補助金
 - 2020年に2136億元(約3.6兆円)。上場企業全体の3分の1の国有、政府系企業が約6割を受け取る。
- 欧州委員会: 第39期報告(2021年8月30日)
 - 中国は2006年の「自主创新」(indigenous innovation)政策以来、無利子・低利子融資、低価格での原材料、部分品、エネルギー、土地の提供、R&D補助、税免除、技術獲得により、鉄鋼、アルミ産業などにおいて巨大な過剰生産能力を生み出し、不公正な輸出を行い、輸入国の多くの産業に損害を与えている。
- 米国:
 - 第2段階での交渉が停滞すれば、米国は「通商法301条」に基づく中国の産業補助金調査を開始する可能性(Inside US Trade Oct 4, 2021; 日本経済新聞電子版2021年10月9日「米中貿易、手探りの対話再開 制裁・国有企業で溝深く」)

補助金及び相殺措置に関する協定(SCM協定)

SCM協定が射程とする補助金

- 反補助金措置の対象となる補助金：
 - 政府・公的機関の行為のうち次の要件を満たすものがSCM協定の「補助金」規律の対象となる。
 - 1.1条(a): 政府・公的機関の「**資金面での貢献**」(financial contribution)、または所得・価格支持の存在。
 - 1.1条(b): 受領者に「**利益**」(Benefit) がもたらされたこと。
 - 1.2条: 「法的、事実上、または地理的な」**特定性**」(specificity) があること。
 - 対抗措置の種類による補助金の分類
 - **禁止補助金** (prohibited subsidies): 輸出補助金、輸入代替 (import-substitution) 補助金
 - **対抗可能な補助金** (actionable subsidies): 他のWTO加盟国の産業に著しい害を与えている補助金。
 - **相殺可能な補助金** (countervailable subsidies): 他の加盟国の産業に実質的損害を与えている補助金。

SCM協定第3条 禁止補助金

- 次の補助金は禁止する。(農業協定に定めるものを除く)
 - 輸出補助金:
 - 法令上又は事実上(注4)、輸出が行われることに基づいて(唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。)交付される補助金
 - 国内産品優先(輸入代替)補助金
 - 輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて(唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。)交付される補助金
 - 注4:
 - 補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、この基準は、満たされるものとする。

SCM協定 対抗(相殺)可能な補助金

・加盟国の義務:

- 補助金の使用により他の加盟国の利益に対する著しい害を与えてはならない。(第5条)
- 著しい害を与えている補助金の悪影響を除去するための適切な措置をとり又は当該補助金を廃止する。(第7.8条)

・「著しい害」とは(第6.3条):

- 補助金を交付している加盟国の市場、又は第三国市場への他の加盟国からの同種の製品の輸入を代替し又はその輸入を妨げるもの
- 補助金の交付を受けた製品の価格が同一市場の他の加盟国の同種の製品の価格よりも著しく下回らせるものであること又は同一の市場における価格の上昇を著しく妨げ、価格を著しく押し下げ若しくは販売を著しく減少させるものであること

補助金を巡るWTO紛争件数

- 期間後半には二国間協議、パネル報告書共に半減
 - 輸出補助金では第3条該当性が紛争の中心とならなくなる。
 - 相殺可能な補助金2件 (*US – Renewable Energy, India – Solar Cells*) も第6条該当性が中心的争点とならず。
 - 対中国補助金DS事例9件はいずれもパネル報告に至らず (3件は合意解決の報告あり)。

	SCM協定第3条		
	二国間協議要請	パネル報告書	比率
1995-2008	50	23	46%
2009-2020	26	10	38%
合計	76	33	43%
	SCM協定第6条		
	二国間協議要請	パネル報告書	比率
1995-2008	17	10	59%
2009-2020	10	2	20%
合計	27	12	44%

SCM協定における補助金規律

- 禁止補助金の規律は有効。
 - 禁止補助金の立証に成功した事例は9例 (*Canada – Dairy*, DS 103, DS113; *US – FSC*, DS108; *Australia – Automotive Leather II*, DS126; *Canada – Autos*, DS138, DS139; *EC – Export Subsidies on Sugar*, DS265, DS266, DS283; *US – Upland Cotton*, DS267; *Korea – Commercial Vessels*, DS273; *EC – Commercial Vessels*, DS301; *India – Export Related Measures*, DS541)
- 「著しい害」の立証は難しい
 - 「著しい害」による是正を勝ち得たのは4例。うち2例は被申立国が自認。申立国が完全に立証できたのは、世界市場を2社で寡占する航空機産業の2例のみ。
- 方向性
 - 「著しい害」の立証要件を緩和する
 - 禁止補助金とされる補助金を追加する

米、EUに800億円関税

エアバス補助金巡り WTO承認

【ジュネーブ＝細川倫太郎、ワシントン＝鳳山太成】米国は2日、欧州連合（EU）による航空機大手エアバスへの補助金を巡り、EUに対する報復関税を18日にも発動する方針を表明した。世界貿易機関（WTO）が2日、米国がEUに年最大75億ドル（約8千億円）相当の報復関税を課すことを承認したため。EUも報復を検討中で、米欧の貿易摩擦は一段と激しくなりそうだ。

米国が報復関税を課す 主なEU製品	
10%	航空機
25%	スコッチウイスキー、スーツ、ワイン、オリーブオイル、チーズ、ヨーグルト、カッター、ナイフなど

(注) EU加盟国によって発動対象が異なる

を抱えており、航空機を巡る対立は新たな火種となる。トランプ政権は2018年6月、鉄鋼とアルミニウムに追加関税を発動し、EUも米農産品などに報復関税をかけた。米国は自動車への追加関税も検討している。関税を避けるためEUは18年夏に米国と交渉に入ること合意したが、農産品で対立して協議はいまだに進んでいない。今回のトランプ政権の報復関税はWTOルールに沿った手続きで、国内法を使って一方的に制裁関税を課した中国のケースとは性質が異なる。約3600億ドルの中国製品を対象とする米中貿易戦争と比べれば規模も小さい。ただ米欧間の新たな貿易障壁となり、経済の打撃となりそうだ。

米国とEUは04年からエアバスと米ボーイングへの補助金の違法性をめぐって争い、それぞれWTOに提訴していた。WTOは巨額の補助金が競争環境をゆがめると判断し、双方に補助金の適正化を義務づけた。だが米国、EUとも相手がWTOの決定を受け入れずに補助金の支給を続けていた。WTOの紛争処理で最終審にあたる上級委員会は18年5月、EUのエアバスに対する補助金はWTO協定違反とする判決を下し、米国の勝訴が確定した。一方、19年3月には上級委員は米国による米ボーイングへの補助金の継続も不当でWTO協定違反とする最終判決も出した。この結果、約15年にわたる通商紛争は米欧の痛み分けとなった。

EUも報復検討

WTOは米国とEUを仲裁する形で、対抗措置の上限額を決めた。WTOの仲裁で決めた金額としては過去最高となる。WTOによると、米国は年約105億ドルの報復関税の承認を求めている。今回の判断では米国の要求の約7割を認めた。

これを受け、米通商代表部（USTR）は2日、「対抗措置は非生産的で、互いに関税をかけ合えば

双方の企業と市民に打撃を与えるだけだ」（マルムストローム欧州委員）との懸念を表明した。エアバスも2日、「関税は航空産業だけでなく、世界経済全体に不安と混乱を生じさせる」との声明を発表した。同社の調達約4割は米国で、米国にもマイナスイの影響を与えたと強調した。

米欧は様々な貿易紛争

をめぐって争い、それぞれWTOに提訴していた。WTOは巨額の補助金が競争環境をゆがめると判断し、双方に補助金の適正化を義務づけた。だが米国、EUとも相手がWTOの決定を受け入れずに補助金の支給を続けていた。WTOの紛争処理で最終審にあたる上級委員会は18年5月、EUのエアバスに対する補助金はWTO協定違反とする判決を下し、米国の勝訴が確定した。一方、19年3月には上級委員は米国による米ボーイングへの補助金の継続も不当でWTO協定違反とする最終判決も出した。この結果、約15年にわたる通商紛争は米欧の痛み分けとなった。

EUもWTOに対抗措置を申請し、承認を得ている。EUは米工業品や農産品など幅広い分野の200億ドル相当の製品に関税を課す準備を進めている。WTOの承認が出るのは20年になる見通しだ。

EUの対米報復関税承認

WTOボーイング補助金巡り

【パリ＝白石透河】世界貿易機関（WTO）は13日、米ボーイングへの補助金を巡り、欧州連合（EU）が米国に最高で年約40億ドル（約4200億円）の報復関税を課すことを認めると発表した。米も欧州エアバスへの補助金を巡りEUに報復関

税を課している。2004年に始まった米欧の対立は長期化している。WTOはボーイングへの補助金が理由で、エアバスが過去に受注を逃していたと認定。EUがWTOの紛争処理機関（DSB）に申し入れれば、報復関税が正式に認めら

れる見通し。実行に移されれば米欧の貿易摩擦が激しくなり、トランプ米政権は欧州やWTOへの不満を一層、強めそうだ。欧州委員会のドムプロフスキス上級副委員長（通商担当）は「我々が望むのは交渉による解決だ」とツイッターで発信

しており、報復関税の応酬になることに懸念を示している。

米通商代表部（USTR）は声明を発表し、EUの報復関税には「法的根拠がない」とけん制した。西部ワシントン州で既にボーイングへの税制優遇を取り下げているこ

とを理由に挙げている。発動済みの関税が続くが、EU側と同様に交渉での解決を目指す姿勢を示した。

米欧は04年以降、互いの航空機メーカーへの補助金が不当だと主張し、WTOで争ってきた。最終審に当たる上級委員会は19年に、双方の補助金が協定違反だと結論づけている。

これを受け米国は同年にEUへの報復関税を発売した。エアバスは20年7月、米国の批判をかわすためEUから受けてきた補助金を見直す」と表明している。



- ***EC and certain member States — Large Civil Aircraft (WT/DS316) 履行確認***
 - 上級委員会判断:「立上げ支援」及び「加盟国融資」(LA/MSF補助金)により、
 - エアバス社は実際の様態と時期にA350XWBをローンチでき、米国LCA産業は双通路LCAの販売を喪失した。
 - 超大型旅客機 (A380、747-8I) 市場において、米国LCAの妨げの真正かつ実質的な原因であった。
- ***US — Large Civil Aircraft (2nd complaint) (WT/DS353) 履行確認***
 - 上級委員会、ワシントン州B&O税率減税について米国の実施不履行を認定
 - 価格競争の厳しい単通路LCA販売キャンペーン5件について、1機あたり199万ドルの補助金が適用されたと認定。

相殺措置の急増 1995-2008 v. 2009-2020

- 米国、カナダ、オーストラリアの相殺関税措置が増加
 - 2007年、対中国の相殺関税調査、賦課開始。
- インド、中国が新規ユーザーとして台頭

発動国別 相殺措置件数 1995-2020			
	1995-2008	2009-2020	合計
米国	54	119	173
EU	24	21	45
カナダ	14	22	36
オーストラリア	2	14	16
インド	0	11	11
メキシコ	8	3	11
ブラジル	7	3	10
中国	0	10	10
その他	20	12	32
合計	129	215	344

相殺措置の急増 1995-2008 v. 2009-2020

- 米国商務省方針転換以来、対中相殺関税が急増。
 - 米国： 74件（2008年以降）
 - EU： 9件（対中は2010年から）
 - オーストラリア： 11件
 - インド：6件
 - （中国は対米6件、対EU3件、対インド1件）

対象国別 相殺措置 1995 - 2020			
	1995-2008	2009-2020	合計
中国	13	116	129
インド	28	28	56
韓国	8	7	15
インドネシア	7	6	13
EU	9	3	12
トルコ	1	11	12
アメリカ合衆国	1	11	12
イタリア	9	2	11
ブラジル	8	2	10
ベトナム	0	9	9
その他	45	20	65
合計	129	215	344

相殺関税適用の要件

- 要件： 補助金付き輸入が輸入国の国内産業に損害を与えていること(GATT第6条)
 - 補助金の存在： **政府または公的機関**が特定の者に交付する資金面での貢献により、当該者に利益がもたらされていること (SCM協定第1.1条、第2条、第14条)
 - 損害： **補助金付き輸入による国内産業の実質的な損害**、実質的な損害のおそれ、または国内産業の実質的な遅延(SCM協定第15条)
 - 補助金付き輸入が絶対量又は相対的に著しく増加している。
 - 補助金付き輸入の価格が国の同種の製品の価格を著しく下回り、著しく押し下げ又は価格の上昇が著しく妨げられている。
 - 補助金付き輸入により国内産業の諸経済指標が総体として悪化している。
 - それら分析から、補助金付き輸入が国内産業に損害与えている。その際、その他の要因による国内産業の損害を分離峻別する。
 - 相殺関税は**補助金額を上限**とする。(SCM協定第19.3条)

SCM協定第14条 補助金額の計算方法

・ 柱書

- 利益を計算するために使用する方法は、当該加盟国の国内法令又は実施規則に規定する。
- 加盟国は、個々の事例についてこの方法を適用するに当たって、透明性をもって実施し、かつ、適切に説明する。

・ 具体的な計算方法(典型的な補助金のタイプのみを例示的に規定): **ベンチマークとの差額**

– 出資:

- **加盟国域内の民間投資者の投資に関する通常の慣行における金額と実際の出資額の差**

– 貸付:

- **企業が市場で実際に同等な商業的貸付を受ける場合の利子額と政府貸付の利子額の差**

– 債務保証:

- **保証なしの場合の商業的貸付けの利子額と政府保証により得た貸付利子額の差。**

– 物品若しくは役務の提供又は物品の購入

- 当該提供が**妥当な対価**よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われた場合の差額。
- 対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる国における**市場の一般的状況との関連において決定**される。

補助金額の算定

- 補助金率の計算:
$$\frac{\text{該当年に配賦された補助金の総額}}{\text{補助金に関する製品の1会計年の売上高}} \times 100$$

- 補助金の効果が多年に亘るときの計算例

$$A_k = \frac{y/n + [y - (y/n)(k-1)]d}{1+d} \times 100$$

- A_k : k年に配分される補助金額
- y : 補助金額
- n : 耐用年数
- d : 割引利子率
- k : 配分される年。
ただし、受領の年=1、及び $1 \leq k \leq n$ 。

中国の補助金に対する相殺関税措置の適用

・ 問題点

－ 鉄鋼、アルミ等の素材産業への補助金

- 米国・EU の 相殺関税措置では、低価格による原材料の提供 に対して、高い補助金マージン率を認定していることが分かった。産構審「新たな貿易問題に対応するための 相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性」(2021)、15頁。

－ 補助金を受けた原材料(鉄鋼、アルミ)を使用した製品輸出への措置

- SCM協定上、禁止補助金とはならない。
- **国有企業を公的機関と認定する**ことにより、中間財が川下産業への補助金であると認定。
- 原材料の中国国内市場価格は歪曲されているとして**国外価格ベンチマークを適用**。

中国の補助金に対する相殺関税の適用

- 争点： SCM協定第1.1条(a)(1)「公的機関」(国有企業の原材料の低価格販売は補助金か?)
 - 上級委員会の判断
 - 公的機関の判断は、政府としての機能を実行する権限が賦与され、その権限を行使しているか否かである。政府による「意味ある支配」(株式の過半数の所有、取締役選任など)とすることは誤り。
 - 米国商務省が再調査の結果、中国政府は社会主義市場経済を保持するという政策目標達成のための道具として国有企業を利用しており、当該企業は政府権限を保有し、行使し、賦与されているため公的機関にあたるとの判断を是認。
 - 米国の主張
 - 上級委員会の解釈は、政府が支配する団体、その保有する資源を配布することをSCM協定の補助金としないこととなり、不当。
 - 分析と対応策
 - **日米欧共同声明に基づく作業部会などにおいて「公的機関」の定義案を作成**し、TPPその他FTAに規定し国際標準を形成すべき。
 - 長期的には、国家が投資している企業の「商業的配慮」に基づく行動規範について議論。

中国の補助金に対する相殺関税の適用

- 争点: SCM協定第14条(d)「国外価格ベンチマーク」(国有企業の原材料の低価格販売は補助金か?)
 - 上級委員会の判断
 - 政府が市場への支配的な物品の供給者であるからといって、直ちにその価格を排除することはできない。
 - 価格歪曲の分析は**国有企業の市場占拠率のみでは不十分**。市場の特徴、情報の性格、価格歪曲の質及び量の検討も求められる。
 - 米国の主張
 - 独立事業者間価格である私人間価格がある場合に政府価格を検討する必要はない。
 - 長期に亘る体系的かつ広範な政府介入により民間価格は市場ベースのものとは認められないとの質的分析で足る。
 - 分析と対応策
 - WTO補助金委員会に専門家会合を設けて、国外価格をベンチマークとできる状況の**事例研究**をすすめる。
 - **日米欧共同声明に基づく作業部会などにおいて国外価格をベンチマークとして認められるべき基準を作成し、TPPその他FTAに規定し、国際標準を形成すべき。**

補助金規律の見直し協議

産業補助金に係るWTO改革提案

- EUのWTO改革提案(2018年9月18日)
 - 産業補助金は正当な政策ツールだが、世界貿易に顕著なリスクをもたらす。よって、補助金協定の規律を強化すべき。
 - **補助金通報義務を強化**し、不通報国については、措置は補助金であるまたは著しい害を及ぼすと推定する。
 - **国有企業を公的機関と認定**する基準を明確化する。
 - 無制限の政府保証、債務超過または病的企業への信頼できる計画無くしての補助金交付など、**最も有害な補助金タイプについて、禁止補助金**とする、または**著しい害ありとする反論できる推定**を適用する。
- カナダのWTO改革提案(2018年9月21日)
 - 競争歪曲効果のある国有企業、産業補助金、技術移転、透明性にアドレスする。

中国の提案

—(WT/GC/W/773, 2019年5月13日)

- 国有企業
 - 一部の加盟国は「無差別にすべての国有企業はSCM協定の意味における『公的機関』にあたる」と主張が、補助金規律の協議において、WTO改革の名のもとに国有企業に対する特別又は差別的な規律を設定すべきではない。
- 国外ベンチマーク
 - 相殺措置の濫用を緩和するため、補助金の特定、利益計算、ファクツアベイラブルの適用の明確化、改善がなされるべきである。
- その他の補助金規律の強化：
 - 相殺可能な補助金の対象とならない補助金 (**non-actionable subsidies**) を復活させる。
 - **途上国の特別な状況を考慮**する。
 - 逆通報の質の向上。

補助金通報問題

- SCM協定第25条
 - 1項: 加盟国は毎年遅くとも6月30日までに補助金の通報を行う。
 - 10項: 加盟国は、他の加盟国に補助金を通報するよう注意を喚起した後に速やかに通報が行われない場合には、自ら当該補助金について委員会に通報することができる。
- 慢性的に低調な補助金通報(2020年10月27日補助金委員会議長の報告)
 - 2019年補助金未通報: 83加盟国
 - 2017年補助金未通報: 68加盟国
 - 2015年補助金未通報: 58加盟国
- 中国の補助金通報
 - 加盟後5年経過して初めて補助金通報を行ったところ、その中に禁止補助金が含まれていた。
- 通報の必要性
 - 透明性を確保し、WTO(補助金委員会)の監視機能を維持する。
 - 将来の補助金交渉の基礎データとなる。

通報遅延加盟国への罰則提案(2018年11月1日)

- 提案国: アルゼンチン、コスタリカ、EU、日本、米国
 - 通報義務及び手続作業部会を創設して:
 - 通報状況についての年次調査を行い、義務遵守を強化するための手続を講じ、勧告を行う。
 - 当該勧告のため、関係委員会、WTO事務局と協議を行う
 - 農業委員会、TPRにおいて通報遵守に焦点を当てる。
 - 加盟国は逆通報が懲罰される。
 - 通報が困難である途上国は事務局に支援を求める。
 - 加盟国は、支援と猶予期間を得たにもかかわらず所定の期間内に通報を行わない場合、WTO機関での活動について、一定の制限を受け、休止加盟国に指定され、不利益扱いを受ける。
- 2019年4月3日 豪、加、NZ、台湾、同様の提案を行う。

アフリカグループ、キューバ、インドの主張 (JOB/GC/218/Rev.1, 2019年7月11日)

- 透明性、通報についての包括的アプローチ
 - 途上国の限られた人的資源ではWTO通報義務に対応できない。
 - 他方、透明性の提案(豪、加、コスタリカ、EU、日本、NZ、台湾、米国、JOB/GC/204/Rev.2, 2019年6月27日)は通報義務を増加させ、途上国の困難を考慮していない。
 - 途上国は、**現状の通報義務を上回る透明性の義務に同意することは出来ない。**
 - **一切の逆通報に効力を与えるべきではない。**

2020年1月15日 日米欧貿易大臣共同声明

- ① **禁止補助金の追加**: SCM協定第3.1条に、次の措置を禁止補助金として追加する。
 - 際限のない保証、信頼できる再建計画のない破産又はその危機にある企業に対する補助金、過剰能力の分野又は産業における独立の民間資本から長期の資金又は投資を調達することができない企業に対する補助金、一定の債務の直接的な免除
- ② **対抗可能な補助金の立証責任の転換**: 対抗可能な補助金のうち、次のものは、交付国が著しい害を他国の産品に及ぼしていないことを立証しない限り、悪影響が推定され、撤廃が要求される。
 - 過度に大規模な補助金、非競争的な企業を存続させ、市場からの退出を妨げる補助金、民間の商業的な参画を伴わない大規模な製造能力をもたらす補助金、輸出に向けられる物品の価格よりも国内の価格を低くする補助金
- ③ **供給能力の歪曲**: SCM協定第6.3条の「著しい害」の類型に供給能力を歪める行為を追加する。
- ④ **逆通報の懲罰**: SCM協定第25条の通報が期限までになされなかった補助金を他の国が逆通報したときは当該補助金は禁止される。
- ⑤ **ベンチマーク**: 補助金交付国の市場以外の価格の使用を含む適切なベンチマークの定め方を規定する。
- ⑥ **公的機関**: 「公的機関」の認定要件として、「政府権限を保有又は行使し、もしくは委任されている」ことを不要とする。

補助金見直し規律の方向性

• 考慮要素

- 2019年の議論から目立った進展が見られない。
 - 中国その他の途上国の姿勢
 - 米国は、上級委員会改革と立法機能の改革を全体として進める必要あり。(Inside US Trade, 4 Oct 2021)
 - 国有企業について商業的配慮に従って取引を行うなどと規定したEU中国の包括的投資協定(2020年12月署名)は、ウイグル自治区の強制労働問題により頓挫。
 - すべての問題を一括処理することは困難であることは、これまでの交渉経緯が示している。
 - 日米欧貿易大臣は、2021年11月に、非市場経済政策の問題を特定して条文化する作業をさらに進めることで合意するにとどまっている。
- WTO全体会議において補助金規律の厳格化、通報の強化に賛成が得られる可能性は低い。

• 方向性:

- 現行の制度の活用
- 有志国間(日米欧、FTAなど)でのWTOプラス規律合意 → 有志国の拡大
 - 公的機関の定義、国外価格ベンチマークを利用できる事例、企業の「商業的配慮」に基づく行動規範

有害な補助金への対抗手段

現行SCM協定の活用

- WTO紛争・Actionable subsidies の共同提訴(実現性は低いかな?)
 - 共同提訴国間での情報共有によるserious prejudiceの立証
 - 上級委員会の機能停止
- 相殺関税の積極活用(日本の調査当局は既に動きを開始)
 - 調査当局間での補助金情報(制度、額、輸出量、生産量)の共有
 - 国外価格ベンチマークの情報共有、共同研究
 - 経済産業省「相殺関税措置の活用に向けた提言」(2021年8月30日)
 - 日米合意(2022年2月)、米EU合意
- 第三国のための相殺関税措置
 - GATT第6条第6項(c)
 - FTA、その他有志国間で、第三国のための相殺関税の協調適用を合意。

現行SCM協定の活用

- 第三国のための相殺関税措置とは：
 - 輸入国において、補助金付き輸入により第三国の産業が損害を被っているときに、輸入国が当該補助金付き輸入に対して相殺関税を課す制度。
 - 通常の相殺関税は、輸入国自身の国内産業を保護するために自国への補助金付き輸入に追加関税を課す。
 - 第三国のための相殺関税は、輸入国が、第三国からの輸入を保護するために、補助金付き輸入に対して追加関税を課す。
 - 主要輸入国が協調して補助金付き輸入に自国のための相殺関税・第三国のための相殺関税を課すことにより、国際市場における輸出国の補助金の効果を失わせることができる。
 - これまで、適用例なし。

GATT第6条第6項

- (a) 締約国は、他の締約国のダンピング又は補助金の影響が、自国の確立された国内産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は自国の国内産業の確立を実質的に遅延させるものであると決定する場合を除くほか、当該他の国の領域の製品の輸入についてダンピング防止税又は相殺関税を課してはならない。
- (b) 締約国団は、締約国が、輸入締約国の領域に当該産品を輸出する第三国たる締約国の領域における産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれがあるダンピング又は補助金の交付を相殺するため当該産品の輸入にダンピング防止税又は相殺関税を課することができるように、(a)の要件を免除することができる。締約国団は、補助金が輸入締約国の領域に当該産品を輸出する第三国たる締約国の領域における産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれがあると認める場合には、相殺関税を課することができるように、(a)の要件を免除しなければならない。

GATT第6条第6項

- (c) もつとも、**遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような特別の場合**においては、締約国は、(b)の目的のため、**締約国団の事前の承認を得ないで相殺関税を課す**ことができる。ただし、この措置は、直ちに締約国団に報告しなければならず、かつ、**締約国団が否認するとき**は、相殺関税は、直ちに撤回されるものとする。
- (c) In exceptional circumstances, however, where **delay might cause damage which would be difficult to repair**, a contracting party may levy a countervailing duty for the purpose referred to in subparagraph (b) of this paragraph **without the prior approval of the CONTRACTING PARTIES**; *Provided* that such action shall be reported immediately to the CONTRACTING PARTIES and that the countervailing duty shall be withdrawn promptly **if the CONTRACTING PARTIES disapprove**.

GATT第6条第6項(c)の創設過程

- オーストラリア・NZ提案 (W.9/214, 1955年2月21日)
 - 当初は、第三国のための反ダンピング関税、相殺関税について免除を得ることなく賦課できることを提案した(L/270/Add.1)が、賛成を得られず。
 - その後、相殺関税に絞って、第6項(b) 第2文及び(c) を提案。
 - 第2文: 締約国団は、補助金が輸入国において同国へ輸出する第三国の産業に実質的損害を与え又はそのおそれがあると認定する必要はないが、かかる認定を行ったときは、第6項(a) に定める輸入国の産業の実質的損害要件を免除しなければならないこととする。
 - (c): 相殺関税の適用の遅れが回復しがたい損害が生ずるであろう例外的な状況においては、輸入国は締約国団の事前の承認なく相殺関税を課すことができることとする。ただし、輸入国は直ちに締約国団に報告し、締約国団が否認するときは相殺関税を撤廃する。

GATT第6条第6項(c)の解釈、適用

- 「遅延すれば**回復しがたい損害**を生ずるような特別の場合」とは
 - SG協定の暫定措置に類似規定（遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的な事態）：
 - 既に事業縮小。更なる撤退が見込まれる（2004年EUサーモン）、
 - 生産設備の閉鎖、従業員の**一時解雇**（2003年EU調製済み及び保存柑橘類）
 - 生産設備の恒久的又は**一時的閉鎖**の見込み（2001年EU鉄鋼）
 - 作付面積の減少（ねぎ）、既に生産を中止（畳表）（2001年日本）
 - 生産量の減少による**重大な損害に発展**する可能性（2018年EU鉄鋼）
 - Pierola: セーフガード措置がなければ国内産品から輸入への置換（displacement）急迫した状況をいうであろう。
- 当面の生産量減少の見込みをもって回復しがたい損害と認定できるのではないか。
 - GATT第6条第6項(c)は”delay might cause”。第19条の “would” よりも可能性は低くて良い。
 - Might は、“used when showing that something is or was possible”（Oxford Dictionary）
 - 回復しがたい損害が生じることも考えられる、程度でよいのではないか。

GATT第6条第6項(c)の解釈、適用

- 「締約国団が**否認**するとき」(if the CONTRACTING PARTIES **disapprove**)
 - “do not disapprove” (GATT第18条21項、第20条(h)、19条3項(a))、
“disapprove” (本条のみ)は、いずれも加盟国の否認決議が要件ではないか。
 - 本件は、加盟国のGATT上の義務を免除する決議ではないため、WTO協定IX条1に基づき全会一致によることとなる。
 - 全会一致による否認は、第三国のための相殺関税発動国及び当該第三国の反対により決議できない？

GATT第6条第6項(c)の解釈、適用

- 第三国のための相殺関税の適用可能性。
 - 有志国間で、第三国のための相殺関税適用について、FTAその他で合意する。
 - 補助金付き輸入により実質的損害を受けている産業の所在国からの次の情報提供（既に、自国輸入について相殺関税を課していると思われる）。
 - 当該産業は第三国のための相殺関税が課されなければ「遅延すれば回復しがたい損害」が生じるかもしれない状態であること。
 - 輸出国は相殺可能な補助金を交付していること。
 - 第三国のための相殺関税の調査開始手続（第三国のための相殺関税措置を適用するための国内手続のモデル条項）

FTA・複数国間における成文ルール作り

FTAにおける補助金ルール: 概要

- 全FTA283件のうち、
 - 透明性の条項 209件
 - 相殺関税の賦課について定める条項 199件
 - 輸出補助金を規制する条項 149件
 - 貿易又は競争を歪曲する補助金を禁止又は制限する条項 128件

L. Rubini, *Chapter 15 Subsidies*, Matto, Rocha, Ruta, *Handbook of Deep Trade Agreement*, World Bank Group (2021) p. 446.

FTAにおける補助金ルール: EUのFTA

日EU・EPA 第12章 補助金

第12.7条 禁止される補助金

締約国の次の補助金であって、両締約国間の貿易又は投資に**著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあるものについては、禁止**する。

- (a) 法的制度その他の制度であって、政府又は公的機関が保証の金額及び期間に関する**いかなる制限も付することなく企業の債務を保証**する (guaranteeing) 責任を負うもの
- (b) 経営不振又は支払不能に陥った企業であって**信頼性のある再建計画を作成していないもの**を再建するための補助金。このような再建計画は、当該企業が一時的な流動性の確保のための支援を受けた後合理的な期間内に作成するものとする。(注)当該再建計画は、合理的な期間内に経営不振又は支払不能に陥った企業を長期的に存続可能な水準まで回復させることを確保するための現実的な想定に基づくものとする。当該企業又はその所有者は、相当な資金又は資産を再建に係る費用に充てる。

FTAにおける補助金ルール: EUのFTA

韓国EU・EPA 第11章 競争 第B節 補助金

第11.11条 次の補助金はSCM協定第2条に定める特定性があるものとみなし、**締約国の国際貿易に悪影響を与える限りにおいて禁止される。**(ほぼ日EU・EPAに同じ)

- (a) 法的制度に基づき交付される補助金であって、政府又は公的機関がSCM協定第2.1条の意味における企業の債務について、金額又は期間に関して法律上又は事実上も**いかなる制限も付することなく保証**する責任(responsible for covering debt)を負うもの
- (b) 経営不振又は支払不能に陥った企業であって**信頼性のある再建計画を作成しておらず**、当該企業が顕著に再建に係る費用に顕著に貢献することなく、再建するための補助金。当該再建計画は、合理的な期間内に経営不振又は支払不能に陥った企業を長期的に存続可能な水準まで回復させることを確保するための現実的な想定に基づくものとする。当該規定は、締約国が、一時的な流動性の確保のための支援として、債務保証又は貸付けの形態で、企業が、再建又は清算の計画を作成するために必要な期間経営を維持するために要する金額に限り補助金を交付することを妨げるものではない。

FTAにおける補助金ルール: EUのFTA

越EU・EPA 第10章 競争政策 第B節 補助金

第10.9条 条件の付される補助金

1. 以下の特定性ある補助金について**条件を適用する**。
 - (a) 政府又は公的機関が企業の債務を保証する法的取決めは、それら**債務保証の範囲はそれらの額または責任期間に限定**される。
 - (b) 経営不振又は支払不能に陥った企業に対する1年を上回る融資、補償、贈与、資本注入、市場価格未満での資産譲渡、税免除は認められる。ただし、合理的な期間内に経営不振又は支払不能に陥った企業を長期的に存続可能な水準まで回復させることを確保するための現実的な想定に基づく**信頼性のある再建計画が作成されていることを条件**とする。

FTAにおける補助金ルール: USMCA

USMCA 第10章 貿易救済

第D節 アンチダンピング及び相殺関税問題の見直し及び紛争解決

第10.15条 協議

2. 締約国はさらに次の事項について協議することに合意する。

(a) 政府補助金の利用について、**より効果的な規律の開発**の可能性

(b) 不公正な越境価格実務及び**政府補助金に対処するルール**の代替制度に依拠する可能性

附属書10-A: アンチダンピング及び相殺関税手続に係る実務

9. 実施可能である限度において、締約国は**非締約国の補助金情報を交換**し、相殺関税調査の**職権による調査開始その他の行為が正当な理由があるか検討**することができる。

FTA・複数国間における補助金規律の成文化

- 日米欧大臣共同声明の内容の成文化
 - 禁止補助金の合意： EUのFTAの条項に加え、過剰生産能力補助金など。
 - SCM協定の共通解釈： 公的機関、国外価格ベンチマークの適用方法
- 非締約国の補助金制度の情報交換、相殺関税調査の恣憑（USMCA類似規定）
- 第三国のための相殺関税の活用合意
 - 当該他の締約国の調査開始申請手続及び当該他の締約国が提供すべき情報
 - 非締約国の補助金制度、額、輸出先
 - 当該他の締約国の産業の損害情報(遅延すれば回復しがたい損害についての情報を含む)
 - 他の締約国のための相殺関税調査手続

ご質問は seminar@iti.or.jp まで

2022年3月17日

有志国やFTAなどを通じたWTO補助金規律見直しの可能性